



山形県公報

平成22年11月24日（水）
第2197号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会定例会の招集……………（財 政 課）…1191
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（置賜総合支庁福祉課）… 同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ 同 ）… 同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………（森 林 課）…1192
- 県道の供用の開始……………（最上総合支庁建設総務課）… 同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 平成13年5月県教育委員会告示第10号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部改正……………1193

## 告 示

### 山形県告示第921号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成22年12月1日山形市に招集する。

平成22年11月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第922号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年11月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                   | サービスの種類 | 指定年月日        |
|--------------------|-------------------------------|---------|--------------|
| 株式会社萩生田設備          | デイサービス歩夢<br>東置賜郡高島町大字高島173番地2 | 通 所 介 護 | 平成22. 11. 12 |

### 山形県告示第923号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年11月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                   | サービスの種類  | 指定年月日        |
|----------------------|-------------------------------|----------|--------------|
| 株式会社萩生田設備            | デイサービス歩夢<br>東置賜郡高畠町大字高畠173番地2 | 介護予防通所介護 | 平成22. 11. 12 |

**山形県告示第924号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年11月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 保安林予定森林の所在場所

最上郡最上町大字向町字上沢原494-24から494-26まで、494-28、494-41から494-48まで、494-75から494-119まで、512-3、512-4、512-12、512-17、字沢原1729から1742まで、1744から1748まで、1750から1752まで、1754、1756から1758まで、1766、1770から1772まで、1774から1776まで、1779から1796まで、1799、1801、1807、1813、1814、1815-1、1818、1819、1821-1、1821-2、1822、1824、1828、1829、1831-1、1831-2、1836、1838、1840、1842、1849、1852、1854、1859から1861まで、2134-50から2134-53まで、2134-55から2134-57まで、2134-59から2134-66まで、2137-97から2137-198まで、2137-200から2137-212まで、2137-214から2137-219まで、2137-221から2137-230まで

## 2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び最上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第925号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成22年11月24日から同年12月7日まで縦覧に供する。

平成22年11月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 路線名 真室川鮭川線
- 供用開始の区間 最上郡真室川町大字大滝字八敷代山635番40から  
同 大字釜淵字八敷代1582番まで
- 供用開始の期日 平成22年11月26日

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第19号

平成13年5月県教育委員会告示第10号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、告示の日以降に実施する試験から適用する。

平成22年11月24日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

|                      |            |                                |                   |
|----------------------|------------|--------------------------------|-------------------|
| 県立学校技能労務職員<br>選考試験   | 総合ランク      | 同                              | 同                 |
| 県立特別支援学校高等<br>部入学者選考 | 学力検査の教科別得点 | 合格発表の日の翌<br>日から当該年の3<br>月31日まで | 受検した県立の特<br>別支援学校 |

を

|                    |       |   |   |
|--------------------|-------|---|---|
| 県立学校技能労務職員<br>選考試験 | 総合ランク | 同 | 同 |
|--------------------|-------|---|---|

に改める。

平成22年11月24日印刷  
平成22年11月24日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056